

# 市税・国民健康保険料は

## 納期内に納めましょう

市税・保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に納付してください。

納付書はすべて納付されるものとして取り扱われるため、納付書は遅らせずに送付します。納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封していません。便利な口座振替の利用を、口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。

このため各税(料)の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。▽申し込み 6月17日(月)までに口座振替の申し込みをした場合、納期が7月の固定資産税・都市計画税第2期分から振替ができます。また、7月16日(火)までに手続きをした場合、納期が8月の市

### 市税・国民健康保険料の納期は税(料)目により異なります

#### 市税・国民健康保険料の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

### コンビニでもお納めいただけます

市税・国民健康保険料は、市役所や銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア(コンビニ)で納付することができます。※取り扱っている金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載されています。

### 納付書は綴っています

コンビニではレジに出されるレシに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、一枚ずつレジに出してください。

### コンビニでは

- 納付額が納付書1枚につき30万円を超えるものは取り扱えません。
- バーコードの印字されていない納付書は取り扱えません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱えません。

市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。希望される場合は、早めに税務課までご連絡ください。

※ゆうちょ銀行の場合は、税務課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

預金残高をご確認ください。口座振替を利用の場合は、納税通知書の明細書に、申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法(期別または全期前納)を記載していただきますので、振替日までに預金残高をご確認ください。

口座振替できなかったら。口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

納期限が過ぎた。市税・国民健康保険料は京都市地方税務課へ。納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、京都市と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都府地方税務機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

問税務課収納係(☎983-2481)

## 個人市民税の減免

個人市民税は前年の所得に基づいて課税をするため、失業などで所得が無くなった場合も課税されます。なお、次の①～⑤に該当し、徴収猶予、納期限の延長等によっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けることができます。

- 減免対象となる事由
- ①生活保護法の規定による扶助を受けている場合
- ②失業、廃業などで所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合(退職の場合には離職理由に該当する場合のみ)
- ③学生および生徒(前年の合計所得金額が65万円以下)
- ④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下)
- ⑤その他特別の事情がある場合

申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が必要と認める場合に減免が決定されます。

※前年の所得が基準額を超える場合や家族内に一定の所得がある場合は減免の対象とはなりません。詳しくは、税務課市民税係にお問い合わせください。

### コンビニで税の証明が取得できます

平成31(令和元)年度分は6月30日(月)から

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニエンスストア等で取得できます。マイナンバーカードを申請のうえ、ぜひご利用ください。

取得できる証明書(非課税)証明書※平成31(令和元)年度の税の証明書の交付開始は6月3日(月)です。なお、証明書には平成31年度と記載されます。

サービスを利用できる時間 土・日・祝日を含む午前6時30分～午後11時※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス日は利用できません。

## 障がいのある人の軽自動車税を減免

申請は7月1日(月)まで

障がいのある人が、次の①～③のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免を受けられます。※対象となる身体障害者手帳等(減免対象範囲)の要件があります。

- ①障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
- ②障がいのある人が車を所有するか、障がいのある人が18歳未満または身体障がい1級・2級、知的・精神障がい者等であるときは、同一生計の人が所有し、もっぱら障がいのある人のために運転する場合
- ③身体障がいのある人等のみで構成される世帯で生活する人が所有する車を常時介護する人が運転する場合

減免の手続き 平成31年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って7月1日(月)までに税務課市民税係へ申請してください。※年度途中の減免や自動車税(普通自動車等)の減免と合わせて受けることはできません。減免対象範囲など、詳細は、お問い合わせください。

## 熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

### 減額される要件

▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

▽令和2年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要した費用(補助金等を除く)の合計が50万円を超えるもの。

- ①窓の断熱改修工事(必須)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

### 減額の期間と範囲

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。

※平成29年4月1日以降の改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2を減額。

### 手続き

改修工事完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写し、認定通知書の写し(長期優良住宅の場合のみ)を添付し申請してください。

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

問税務課資産税係(☎983-2480)

問税務課市民税係(☎983-2164)